

確定拠出年金運営管理機関の財務局・業態別の登録状況（平成14年3月末現在）

	都銀等	地銀	二地銀	信金	労金	信組	農林系	生保	損保	証券	その他	合計
金融庁	9			1	7	1	1	8	3	3	14	47
北海道財務局		1		1								2
東北財務局		7	1	2	4							14
関東財務局		12	2	15	2	1				3		35
北陸財務局		2		6								8
東海財務局		5		17	1	1						24
近畿財務局		3		16								19
中国財務局		4		5	3							12
四国財務局		2	2	1								5
九州財務局		4		2								6
福岡財務支局		4										4
沖縄総合事務局					1							1
合計	9	44	5	66	18	3	1	8	3	6	14	177

注) 信金・信組・農林系の金融庁欄は、連合会等の中央機関である。

資料13-5-2

確定拠出年金運営管理機関登録の月次増減の状況

	登録	抹消	月末残	備 考
平成13年10月末	0	0	0	
11月末	89	0	89	
12月末	34	0	123	
平成14年 1月末	45	0	168	
2月末	4	0	172	
3月末	7	2	177	廃業:2

〔平成13年9月28日〕
金 融 庁

事務ガイドライン「金融監督等にあたっての留意事項について」
の一部改正について

1. 確定拠出年金法(以下「法」という。)が平成13年10月1日に施行されるのに併せて、法第6章の規定に基づく、確定拠出年金運営管理機関の監督に関する事務処理について、平成13年9月27日をもって事務ガイドライン「金融監督等にあたっての留意事項について」を別添のとおり改正し、各財務局等に通知した。
2. 改正箇所は以下のとおり。

「第三分冊:金融会社関係」に以下の項目を新設する。

12. 確定拠出年金運営管理機関関係

12-1 登録申請、届出関係

12-1-1 登録申請書、届出書の受理

12-1-2 登録の申請の処理

12-1-3 確定拠出年金運営管理機関登録簿の閲覧

- ・別紙様式1(ひな型) 確定拠出年金運営管理機関の登録について
- ・別紙様式2(ひな型) 確定拠出年金運営管理機関の登録の拒否について
- ・別紙様式3(ひな型) 確定拠出年金運営管理機関登録簿閲覧申請書

連絡・問い合わせ先

金融庁 TEL03-3506-6000(代)
監督局総務課(内線 3312)